

2025年3月21日  
昭和産業株式会社

## 次世代法及び女性活躍推進法に基づく行動計画策定のお知らせ

昭和産業株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長執行役員 塚越英行）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）及び女性活躍推進法（女活法）に基づき、次の一般事業主行動計画を策定しました。

当社では、2018年に「昭和産業グループダイバーシティ経営宣言」を制定し、女性活躍推進を重点領域として取り組みを進めております。多様な人財が安心して働き、従業員のウェルビーイング向上と個人・チームとして高い成果を追求できる組織風土を醸成してまいります。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日（3年間）
2. 内容

目標1：エンゲージメントサーベイ（ES）における女性従業員の「キャリアへの配慮」のポジティブ回答（2設問の平均値）の割合を50%以上にし、キャリア意識への醸成を図る。【女活法】

<施策>

- ①主体的なキャリア形成のため自らのキャリアを振り返り、上司と共に将来のキャリアを描く面談の実施
- ②自律的なキャリア形成を促すために社内公募制度であるSHOWA キャリ・チャレ制度の推進
- ③キャリア教育の充実及びキャリアに対して不安を抱える従業員への相談先を設定

目標2：男性従業員の育児休業取得率を70%以上にする。【女活法】

<施策>

- ①男性が育児参画し活躍できる環境整備や風土醸成
- ②職場や取得者の復職前後のサポート体制の強化
- ③育児休業に対してマネージャー職を対象とした意識改革・啓発支援

目標3：全従業員の年次有給休暇取得率を70%以上にする。【次世代法】

<施策>

- ①全社的な年休取得推進期間を半期に1回設定（GW、年末年始）
- ②時間休取得の促進
- ③夏休みとの連続取得の推奨（7～9月の夏季休暇期間）
- ④休暇を取りやすい職場風土の確立

以上